吸収分割に関する事前備置書類

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく備置書類）

令和 4 年 8 月 26 日

三菱ケミカルグループ株式会社

2022年8月26日

三菱ケミカルグループ株式会社
代表執行役　　ジョンマーク・ギルソン

吸収分割に関する事前備置事項

当社は、三菱ケミカル株式会社（以下「甲」といいます。）との間で、2022年8月22日に吸収分割契約を締結し、同年10月1日付で当社を分割会社とし、甲を承継会社とする吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行うことといたしました。

よって、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき、下記のとおり吸収分割の内容その他法務省令で定める事項を開示いたします。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙1の「吸収分割契約書」のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

本分割は、完全親子会社間の吸収分割であるため、甲は、当社に対して金銭等の交付を行わないことといたしました。

3. 甲の計算書類等の内容

甲の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

4. 甲において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 本分割が効力を生ずる日以降における当社の債務及び甲の債務（当社が本分割により甲に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

当社の2022年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は1,796,949百万円、負債の額は1,387,262百万円、純資産の額は409,687百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

また、本分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動が生じる事態は予測されておらず、本分割後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断し

ます。
　なお、本分割において当社が甲に承継する債務はありません。

以　上

別紙１

吸収分割契約書

三菱ケミカルグループ株式会社（住所：東京都千代田区丸の内一丁目１番１号、以下「甲」という。）と三菱ケミカル株式会社（住所：東京都千代田区丸の内一丁目１番１号、以下「乙」という。）とは、第１条において規定する甲の保有する株式の管理事業を乙が承継する吸収分割（以下「本分割」という。）に関して次のとおり契約を締結する。

第１条（吸収分割）

甲は、本契約の規定に従い、以下の各号に掲げる自己の保有する株式の管理事業に関して有する権利義務を、吸収分割により乙へ承継させ、乙はこれを承継する。

（１）Mitsubishi Chemical Holdings America, Inc.の発行済み全株式

（２）Mitsubishi Chemical Holdings Europe GmbH の発行済み全株式

第２条（吸収分割に際して交付する株式等）

乙は甲の完全子会社であるため、乙は、本分割に際して、甲に対し乙の株式その他金銭等の交付を行わない。

第３条（効力発生日時）

本分割の効力発生日時（以下「本効力発生日時」という。）は令和４年１０月１日午前零時とする。但し、本分割の手続の進行上必要あるときは、甲乙協議の上、本効力発生日時を変更することができるものとする。

第４条（条件変更及び解除）

本契約締結日から本効力発生日時に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態、経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ、本契約を変更し又は本契約を解除することができる。

第５条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議解決する。

以上、本契約締結の証として本書１通を作成し、甲乙記名押印の上、乙が本紙、甲がその写しを保有する。

令和４年８月２２日

東京都千代田区丸の内一丁目１番１号
甲　三菱ケミカルグループ株式会社
代表執行役　　ジョンマーク・ギルソン

東京都千代田区丸の内一丁目１番１号
乙　三菱ケミカル株式会社
代表取締役　　福田　信夫

別紙２　吸収分割承継会社（三菱ケミカル株式会社）の最終事業年度に係る計算書類等

第５期　事業報告

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

三菱ケミカル株式会社

事　業　報　告

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

１．親会社等との取引に関する事項

当社の親会社は、持株会社である㈱三菱ケミカルホールディングスであり、同社は、当社の株式572,034,109株（出資比率100%）を保有しております。当社は、同社によるポートフォリオマネジメントのもと、事業を行っております。

当社は、同社から長期及び短期資金の借入れを行っておりますが、市場取引と比較して取引条件が不合理でないこと等を確認し、公正かつ適正に実施しており、当該取引は当社の利益を害するものではないと考えております。

２．会計監査人に関する事項

（１）名称

ＥＹ新日本有限責任監査法人

３．業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

（１）業務の適正を確保するための体制の整備の基本方針

当社が取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制の整備の基本方針（以下「基本方針」といいます。）は、以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社の属する三菱ケミカルホールディングスグループの企業行動憲章を、当社及び当社を会社法上の親会社とする企業集団（以下「当社グループ」という。）におけるコンプライアンスに関する基本規程とする。

ロ．取締役は、取締役会規則その他の関連規則に基づき、当社グループの重要事項について取締役会において意思決定を行うとともに、相互にその職務執行の監視・監督にあたる。監査役は、監査役監査基準等に基づき、取締役会その他の重要な会議への出席等を通じて、取締役の職務執行について監査を行う。

ハ．財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備し、その適切な運用・管理にあたる。

ニ．グループコンプライアンス推進規程その他の関連規則に基づき、コンプライアンスに関する推進体制、啓発・教育プログラム、監査・モニタリング体制、ホットライン等の当社グループにおけるコンプライアンス推進プログラムを整備し、コンプライアンス推進統括執行役員を置いて、その適切な運用・管理にあたる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

グループ情報セキュリティポリシーその他の関連規則に基づき、取締役会議事録、経営執行会議審議決定書、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書及び電磁的記録を保存・管理するとともに、取締役及び監査役がこれを閲覧できる体制を整備する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理統括責任者を社長とし、グループリスク管理規程その他の関連規則に基づき、当社グループの事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限にとどめるためのリスク管理システムを整備し、その適切な運用・管理にあたる。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．㈱三菱ケミカルホールディングスの中期経営計画に沿って、事業部門毎に策定した事業戦略に基づき事業を推進するものとし、年度予算等の具体的な経営目標は、取締役会においてこれを定め、その達成を図る。

ロ．執行役員制度の導入により、経営の監督と執行の分離を進めるとともに、取締役会をはじめとする各審議決定機関の付議基準並びに各職位の権限及び各部門の所管事項を社内規則に定め、会社の経営に関する意思決定及び執行を効率的かつ適正に行う。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ経営規程その他の関連規則に基づき、当社グループの経営管理（経営目標の管理、重要事項に関する報告・承認、グループ内部監査等）を行うとともに、コンプライアンス、リスク管理をはじめとする㈱三菱ケミカルホールディングスのグループ内部統制方針・システムを当社グループとして共有することを通じて、当社グループにおける業務の適正を確保する。

⑥監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役及び使用人は、監査役監査基準その他関連規則に従い、当社グループにおける経営上の重要事項（会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を含む。）を監査役に報告する。

ロ．監査役に報告した当社グループの取締役、監査役及び使用人に対して、不利益な取扱いをしない旨を定める。

ハ．監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役の要請に基づき、監査役付を置き、監査役の指示のもと監査の補助にあたらせるものとする。監査役付の人事（異動、評価等）については監査役の承認を得る。

ニ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役と社長

をはじめとする執行部門との定期的な会合、監査役と内部監査部門との連携、情報交換等を行う。

ホ. 監査役又は監査役付が支出した費用のうち、監査に要するとみなすのが相当な費用については、会社が負担する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記の基本方針に従い、体制の整備とその適切な運用に努めており、当期の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・2022年度に実施する会社全体の組織体制変更に向け、関連する規程の改定及び新組織に向けた体制の整備を実施した。

・取締役会を19回開催（加えて書面決議を6回実施）し、経営上の重要事項について、適時・適切に意思決定を行うとともに、当社グループの経営に係わる重要事項について報告がなされた。監査役は全ての取締役会に出席し、意思決定の過程の監査にあたった。

・金融商品取引法及び同法が規定する一般に公正妥当と認められる内部統制の評価に関する基準に基づき、内部統制の整備・運用状況について評価を実施し、有効であることを確認した。

・コンプライアンス・ホットラインにより相談・報告を受け、必要な対応を行った(115件)。

・国内外でのコンプライアンス研修及びコンプライアンス意識調査の実施、Tone from the Top等、コンプライアンス推進プログラムを整備の上、運用した。研修についてはリモート形式や動画配信により継続して実施した。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会規則、重要書類取扱規則その他の関連規則に基づき、取締役会議事録、経営執行会議審議決定書等の意思決定・執行書類については、保管期間を定め、データベース等による管理を実施している。また、取締役会及び経営執行会議の審議結果の伝達は、データベースなどを利用し、迅速に行われている。

・当社各組織に対し、当期初に実施した情報資産管理規則等の改定について掲示板及び説明会の開催により周知し、文書類管理基準表（情報資産管理の台帳）の見直し又は新規作成を依頼した。

・サイバー攻撃の未然防止に向け、当社及び当社グループに関するサイバー脅威情報（攻撃予兆等）収集サービスの検証及び導入準備を実施した。

・標的型攻撃メール等に対する訓練、情報セキュリティに関する教育等を継続した。

・プラント内の各種センサー等IoTシステムの利用に対するガイドラインを作成

した。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・各事業ドメインにリスクマネジメント部を新設し、第1ディフェンスラインにおけるリスクマネジメント体制を強化した。

・各部署保有のリスク及び各部門横断的に共通で取り組むリスク（経営指定リスク）の洗い出しと再評価を行った。

・当社及び当社グループの製品供給の停止がサプライチェーンに与える影響の調査を行った。

・当社及び当社グループの事業継続能力向上のために、全社のBCPに係る情報を共有し、部門横断的な課題抽出と解決に取り組むマネジメント会議（全社BCM推進会議）を立ち上げ、2回開催した（上期・下期1回ずつ）。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・KV30に基づく中期経営計画『APTSIS 25』Step 1の目標達成のためのアクションプランを実行しつつ、期中からは株式会社三菱ケミカルホールディングスの新たなマネジメント方針への対応を行った。具体的には、営業予算や投資、業務変革推進施策、グループ会社削減等の経営指標達成に向けた進捗状況のモニタリングを経営執行会議で行い、議論を経て必要な場合は迅速に軌道修正を行いながら、目標達成に向け推進した。

・経営執行会議において、組織改編に伴う大幅な権限委譲による経営判断の迅速化と業務執行の効率化を図った。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

・三菱ケミカルホールディングスグループ及び当社の内部監査基本方針に基づき、当期の内部監査計画を策定し、監査対象組織における統制環境、統制活動及びリスク管理の状況等を重点項目とする監査を実施するとともに、監査の指摘事項に対する改善状況をフォローアップによって確認した。監査計画に基づき、当社内組織及び国内外グループ会社43組織の監査を実行した。

・三菱ケミカルグループ・リスク管理規程に基づき、所管部署を通して、国内外グループ会社のリスクの洗い出し、再評価を実施した。

・三菱ケミカルグループ各社に対するコンプライアンス違反事案の報告指針を周知・徹底するとともに、同指針に基づき違反事案についてMCHCへの報告を行った。また違反対応TODOリストを整理し、リスクマネジメント部へ共有、適切な違反発生時の対応が行えるようにした。

⑥監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役監査基準等に従って、重要な伺書については、これを監査役に回付した。

また、取締役会に加え、経営執行会議、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会その他の重要な会議に監査役が出席した。

・内部監査部門及び内部統制部門より定期的に活動状況について監査役に報告した。

・三菱ケミカルグループ・コンプライアンス推進規程等において、相談・報告者保護に関する規定を明確化している。

・監査役の監査業務補助のため、監査役付を配員し、監査役付の任命、評価、異動等にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保している。

・代表取締役、取締役、執行役員等と監査役との情報交換を実施し、また、内部監査部門より定期的に監査概況の報告をする他、適宜情報交換会を開催し、内部監査の情報を監査役監査の参考として提供した。

・監査役監査計画に沿って、監査役が支出した費用のうち、監査に要するとみなすのが相当な費用については、当社が負担している。

以　上

第５期　附属明細書（事業報告関係）

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

三菱ケミカル株式会社

当事業年度においては記載すべき事項はありません。

以　上

第 5 期 計　算　書　類

（自　2021 年　4 月　1 日
至　2022 年　3 月　31 日）

三菱ケミカル株式会社

貸借対照表

2022年 3月 31日 現在

（単位:百万円）

勘定科目	金額	勘定科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	555,551	流動負債	549,466
現金及び預金	1,917	支払手形	2,685
受取手形	5,432	買掛金	168,186
売掛金	244,934	短期借入金	137,314
商品及び製品	156,115	関係会社短期借入金	2,129
仕掛品	3,920	1年内返済予定の長期借入金	86,310
原材料及び貯蔵品	102,150	未払金	48,650
関係会社短期貸付金	1,783	未払費用	16,586
未収入金	31,149	未払法人税等	12,078
その他	8,889	預り金	32,038
貸倒引当金	△ 742	賞与引当金	33,929
		1年内固定資産整理損失引当金	825
		1年内環境対策引当金	195
		その他	8,537
固定資産	934,358	固定負債	261,096
有形固定資産	(467,758)	長期借入金	171,800
建物	97,822	退職給付引当金	64,861
構築物	48,450	株式給付引当金	248
機械及び装置	129,840	定期修繕引当金	1,633
車両運搬具	315	固定資産整理損失引当金	296
工具、器具及び備品	12,697	債務保証損失引当金	5,210
土地	119,399	環境対策引当金	1,593
リース資産	655	資産除去債務	1,106
建設仮勘定	58,576	その他	14,347
無形固定資産	(15,973)	負債合計	810,563
のれん	1,468		
ソフトウエア	4,293	（純資産の部）	
その他	10,211	株主資本	669,096
		資本金	53,229
投資その他の資産	(450,627)		
投資有価証券	43,738	資本剰余金	(139,780)
関係会社株式	276,470	資本準備金	28,509
その他の関係会社有価証券	27,396	その他資本剰余金	111,271
出資金	547		
関係会社出資金	54,260	利益剰余金	(476,085)
従業員に対する長期貸付金	54	その他利益剰余金	476,085
関係会社長期貸付金	2,239	固定資産圧縮積立金	868
長期前払費用	854	繰越利益剰余金	475,217
繰延税金資産	37,474		
その他	7,954	評価・換算差額等	10,251
貸倒引当金	△ 364	その他有価証券評価差額金	10,251
		純資産合計	679,347
資産合計	1,489,910	負債純資産合計	1,489,910

損 益 計 算 書

自　2021年4月 1日

至　2022年3月31日

（単位：百万円）

摘要	金額
Ⅰ 売上高	1,365,371
Ⅱ 売上原価	1,117,300
売上総利益	248,071
Ⅲ 販売費及び一般管理費	172,126
営業利益	75,944
Ⅳ 営業外収益	
受取利息	83
受取配当金	51,935
その他	5,472
（営業外収益合計）	(57,491)
Ⅴ 営業外費用	
支払利息	1,990
その他	3,130
（営業外費用合計）	(5,120)
経常利益	128,315
Ⅵ 特別利益	
投資有価証券売却益	66,796
その他	7,860
（特別利益合計）	(74,657)
Ⅶ 特別損失	
固定資産整理損	10,766
債務保証損失引当金繰入額	5,210
減損損失	3,590
投資有価証券評価損	3,326
その他	3,952
（特別損失合計）	(26,845)
税引前当期純利益	176,127
法人税、住民税及び事業税	15,329
法人税等調整額	17,324
当期純利益	143,473

株主資本等変動計算書

自　2021年4月1日
至　2022年3月31日

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	53,229	28,509	111,271	139,780	889	372,153	373,042	566,053
当期変動額								
剰余金の配当				－		△40,430	△40,430	△40,430
当期純利益				－		143,473	143,473	143,473
固定資産圧縮積立金の取崩					△20	20	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	△20	103,064	103,043	103,043
当期末残高	53,229	28,509	111,271	139,780	868	475,217	476,085	669,096

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	12,705	－	12,705	578,758
当期変動額				
剰余金の配当				△40,430
当期純利益				143,473
固定資産圧縮積立金の取崩				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,454		△2,454	△2,454
当期変動額合計	△2,454	－	△2,454	100,588
当期末残高	10,251	－	10,251	679,347

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1　有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式・関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

2　デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法

3　棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、その他の棚卸資産	総平均法による原価法
貯蔵品（除く包装材料及び劣化資産）	移動平均法による原価法

なお、貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

4　固定資産の減価償却方法

1　有形固定資産（除くリース資産）	定額法
2　無形固定資産（除くリース資産）	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3　リース資産	
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5　引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員賞与等の支給に備えるため、支給見込額及び当該支給見込額に対応する社会保険料会社負担見込額のうち、当期に負担すべき費用の見積額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法　給付算定式基準を採用しております。 未認識項目の費用処理方法及び費用処理年数 未認識過去勤務費用　定額法　5年 未認識数理計算上の差異　定額法　5年（翌期より費用処理しております。）
株式給付引当金	株式交付規則に基づく取締役及び執行役員への親会社株式の給付等に備えるため、当期末における株式給付債務の見込み額に基づき、計上しております。
定期修繕引当金	貯油槽の定期的修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額のうち、当期に負担すべき費用の見積額を計上しております。
固定資産整理損失引当金	固定資産の整理に伴い支出が予想される処理費用の発生に備えるため、当該損失見積額を計上しております。
関係会社整理損失引当金	関係会社の事業整理に伴い負担することとなる損失に備えるため、当該損失見積額を計上しております。
関係会社事業損失引当金	関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する出資金額等、及び債務保証に係る損失負担見込額を超えて当社が負担することが見込まれる額を計上しております。
債務保証損失引当金	関係会社の債務保証に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、当社が負担することが見込まれる額を計上しております。
環境対策引当金	環境対策を目的とした工事等に伴い将来負担することとなる損失に備えるため、当該損失見積額を計上しております。

6　収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換で、権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。
ステップ1：顧客との契約を識別する
ステップ2：契約における履行義務を識別する
ステップ3：取引価格を算定する
ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する
当社は、機能商品、ケミカルズの事業領域において事業活動を行っており、国内外の顧客に多種多様な製品等の提供を行っております。
これらの事業における製品販売については、製品の引渡時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

7　ヘッジ会計の方法

1	ヘッジ会計の方法	原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。 なお、為替予約については、振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を採用しております。
2	ヘッジ手段とヘッジ対象	（ヘッジ手段）　（ヘッジ対象） 為替予約　　外貨建予定取引
3	ヘッジ方針	当社の内部規定である「リスクヘッジ要領」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
4	ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価する方法を採用しております。

8　連結納税制度の適用　　㈱三菱ケミカルホールディングスを連結納税親法人とする連結納税子法人として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）
「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号　2021年3月26日)を、当会計年度の期首から適用しております。
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。また、当会計年度の損益に与える影響もありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）
「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号　2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号　2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる、当会計年度に係る計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1　繰延税金資産の回収可能性

(1)　当会計年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産(純額)37,474百万円
(繰延税金負債と相殺前の金額は50,676百万円です)

(2)　計算書類利用者の理解に資するその他の情報
①算出方法
将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予定される繰延税金負債の取崩、予測される将来課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、繰延税金資産を計上しております。

②主要な仮定
将来課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、売上収益の予測と原料価格の市況推移の見込です。

③翌会計年度の計算書類に与える影響
主要な仮定である売上収益の予測及び原料価格の市況推移の見込については、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があります。将来の課税所得の結果が予測・仮定と異なる場合は、繰延税金資産の回収可能性の評価が異なる可能性があります。

2　固定資産の減損

(1)　当会計年度の計算書類に計上した金額
有形固定資産467,758百万円

(2)　計算書類利用者の理解に資するその他の情報
①算出方法
減損の兆候がある有形固定資産の減損損失を認識するかどうかの判定は、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識します。割引前将来キャッシュ・フローは、原則として5年を限度とする事業計画とその後の成長率を基礎として見積もっております。

②主要な仮定
割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、原則として5年を限度とする事業計画における将来キャッシュ・フローの見積り、割引率及び成長率です。将来キャッシュ・フローの見積額は主として、売上収益の予測及び市場の成長率に影響を受けます。

③翌会計年度の計算書類に与える影響
主要な仮定について、経営者は妥当と判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば回収可能価額の算定結果が異なる可能性があります。

（新型コロナウィルスの感染拡大に伴う会計上の見積りについて）
新型コロナウィルス感染症の影響について、今後の感染状況や収束時期を合理的に予測することは依然として困難でありますが、当会計年度における当社の業績に及ぼす影響は軽微であることから、新型コロナウィルス感染症による重要な影響はないものと仮定して会計上の見積りを行っております。

貸借対照表に関する注記

1　有形固定資産の減価償却累計額　　1,723,698百万円
　減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2　保証債務等残高
　銀行借入等に対する保証債務等

保　証　債　務　残　高	2,261 百万円(うち、当社負担割合額 2,244百万円)
保　証　予　約　残　高	6 百万円(うち、当社負担割合額 6百万円)

3　関係会社に対する金銭債権債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	111,799 百万円
短期金銭債務	76,029 百万円
長期金銭債務	453 百万円

損益計算書に関する注記

1　関係会社との取引高

売上高	421,129 百万円
仕入高	385,840 百万円
営業取引以外の取引高	96,048 百万円

2　投資有価証券売却益(特別利益)
　主に、マフテック株式会社株式、ジェイカムアグリ株式会社株式を売却したものであります。

3　固定資産整理損(特別損失)
　主に、アルミナ繊維事業の売却に伴うものであります。

4　債務保証損失引当金繰入額(特別損失)
　Cleanpart USA, Inc.、MK Media, Incに対するものであります。

5　減損損失(特別損失)
　当会計年度において、3,590百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。減損損失を認識した主要な資産は以下の通りであります。

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
オキソ・アクリレート製造設備	岡山事業所(岡山県倉敷市)、三重事業所(三重県四日市市)	機械及び装置等	1,618

・オキソ・アクリレート製造設備
1,618百万円(内、機械及び装置1,582百万円、その他33百万円)
オキソ・アクリレート事業は、営業活動から生じる損益が継続してマイナス基調であり、今後も収益改善の可能性が低いことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。なお、回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを5.84%で割り引いて算定しております。

6　投資有価証券評価損(特別損失)
　主に、MCメディア株式会社に対するものであります。

株主資本等変動計算書に関する注記

1　発行済株式の種類及び株式数に関する事項
当会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式　572,034,109 株

2　配当に関する事項
①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	基準日	効力発生日
2021年6月1日 臨時株主総会	普通株式	3,530百万円	2021年3月31日	2021年6月2日
2021年11月1日 取締役会	普通株式	36,900百万円	2021年9月30日	2021年12月1 日

②基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの
2022年6月1日開催の臨時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。
・配当金の総額　40,620百万円
・1株当たり配当額　71円
・基準日　2022年3月31日
・効力発生日　2022年6月2日
なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、投資有価証券評価損、退職給付引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。なお、投資有価証券評価損及び繰越欠損金（地方税）等に係る繰延税金資産に対しては、評価性引当額を計上しております。

（法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理）
当社は、翌会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。
また、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を当会計年度の期末から適用しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金で運用し、また、資金調達については金融機関や三菱ケミカルホールディングスグループからの借入により調達しております。なお、グループとしての資金の効率的な活用と金融費用の削減を目的として、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)を導入し、グループ会社間及び三菱ケミカルホールディングスグループとの間において貸付・借入を行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信関係規則に沿ってリスク低減を図っております。外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクは、必要に応じ為替予約を利用してヘッジしております。また、投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、その保有意義については毎期確認を行うとともに、定期的に時価、発行体(取引先企業)の財務状況等の把握を行っております。

買掛金は、主に1年以内の支払期日であります。一部の外貨建ての買掛金に係る為替の変動リスクは、必要に応じ為替予約を利用しヘッジしております。借入金は、営業取引や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。なお、デリバティブ取引は経理規則に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当会計年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位:百万円)

		貸借対照表計上額※	時価※	差額
(1)	現金及び預金	1,917	1,917	−
(2)	受取手形	5,432	5,432	−
(3)	売掛金	244,934	244,934	−
(4)	関係会社短期貸付金	1,783	1,783	−
(5)	投資有価証券 その他有価証券	16,642	16,642	−
(6)	買掛金	(168,186)	(168,186)	−
(7)	短期借入金	(137,314)	(137,314)	−
(8)	関係会社短期借入金	(2,129)	(2,129)	−
(9)	長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	(258,110)	(257,625)	△ 485
(10)	デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	34	34	−
	ヘッジ会計が適用されているもの	−	−	−

※負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金 、(4)関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(6)買掛金、(7)短期借入金、(8)関係会社短期借入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9)長期借入金

これらの時価については、主として元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10)デリバティブ取引

これらは取引金融機関等から提示された価格によっております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	330,962
出資金	54,808

これらについては、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	㈱三菱ケミカルホールディングス	被所有 直接100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金の返済(注1)	25	関係会社短期借入金	2,129
						1年以内返済予定の長期借入金	-
				利息の支払(注1)	30	未払費用	0

(注) 取引金額には消費税等を含めておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
なお、㈱三菱ケミカルホールディングスからの資金の借入及び返済の取引金額は純額表示しております。

(2)子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	マフテック㈱	所有 直接100.0%	吸収分割契約の締結	会社分割による分割(注1)	25,957	移転資産	-
					3,640	移転負債	-

(注) 取引金額には消費税等を含めておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 2022年1月5日に締結した吸収分割契約に基づき、当社のアルミナ繊維事業に関する権利義務を、2022年3月1日にマフテック㈱に移転しております。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	㈱三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ	所有 なし	資金の借入 役員の兼任	資金の返済(注1)	89,666	短期借入金	137,314
						1年以内返済予定の長期借入金	84,190
						長期借入金	171,760
				利息の支払(注1)	1,858	未払費用	0

(注) 取引金額には消費税等を含めておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
なお、㈱三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフからの資金の借入及び返済の取引金額は純額表示しております。

収益認識に関する注記

当社は、機能商品、ケミカルズの事業領域において事業活動を行っており、国内外の顧客に販売しております。
製品販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。
また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。収益は重大な戻入れが発生しない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。なお、製品の販売契約における対価は、履行義務の充足時点である製品の引き渡し後、概ね1年以内に受領しており、重要な金利要素は含んでおりません。

1株当り情報に関する注記

1株当り純資産額	1,187 円	59 銭
1株当り当期純利益	250 円	81 銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、2022年4月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行することにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号　平成28年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号　平成19年2月7日)を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行います。
これにより、翌会計年度において、3,090百万円の特別利益が発生します。

第 5 期附属明細書(計算書類関係)

自　2021年　4月　1日
至　2022年　3月　31日

三菱ケミカル株式会社

1 有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：百万円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	当期末償却累計額	期末取得価額
有形固定資産	建物	99,301	10,018	3,728	7,768 (496)	97,822	221,287	319,109
	構築物	47,569	5,631	289	4,461 (38)	48,450	216,546	264,996
	機械及び装置	146,502	39,632	12,316	43,977 (2,470)	129,840	1,208,581	1,338,421
	車両運搬具	436	91	30	182	315	2,907	3,222
	工具、器具及び備品	11,014	6,534	341	4,509 (48)	12,697	72,929	85,626
	土地	119,741	2	345 (183)	－	119,399	－	119,399
	リース資産	830	23	10	188	655	1,446	2,101
	建設仮勘定	43,891	81,542	66,858 (339)	－	58,576	－	58,576
	合　計	469,289	143,477	83,919 (522)	61,088 (3,054)	467,758	1,723,698	2,191,456
無形固定資産	のれん	－	1,660	－	191	1,468		
	ソフトウェア	2,758	3,216	44	1,637 (12)	4,293		
	その他	7,985	5,352	1,756	1,370 (0)	10,211		
	合　計	10,744	10,229	1,801	3,199 (12)	15,973		

(注1) 当期増加額の主要な内容
　製造設備の維持・更新及び子会社を吸収合併したことによるものであります。
(注2) 当期減少額の主要な内容
　吸収分割による移転等によるものであります。
(注3)「当期減少額」及び「当期償却額」欄の（　）内は内数で、減損損失の計上額であります。
(注4)「当期末償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれております。

2 引当金の明細

（単位：百万円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	1,670	21	584	1,106
賞与引当金	10,883	34,393	11,347	33,929
退職給付引当金	67,846	1,580	4,565	64,861
株式給付引当金	168	142	62	248
定期修繕引当金	1,575	197	138	1,633
固定資産整理損失引当金　※1	－	1,121	－	1,121
債務保証損失引当金	178	5,210	178	5,210
環境対策引当金　※2	2,550	－	763	1,788

※1　1年内固定資産整理損失引当金を含んでおります。
※2　1年内環境対策引当金を含んでおります。

3 販売費及び一般管理費の明細

（単位：百万円）

科　目	金額
運輸費	49,744
給与及び副費	32,009
研究開発費	35,276
業務委託費	23,324
減価償却費	3,099
その他	28,673
合　計	172,126

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2022年5月17日

三菱ケミカル株式会社

代表取締役　福田　信夫　殿

常勤監査役　　宮森　　隆雄

監査役　　小林　　茂

監査報告の提出について

私たち監査役は、会社法第381条第1項の規定に基づき監査報告を作成いたしましたので、別紙のとおり提出いたします。

以　上

監　査　報　告

私たち監査役は、2021年4月1日から2022年3月31日までの三菱ケミカル株式会社の第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、監査役連絡会にて協議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役監査基準に準拠し、監査役連絡会において協議策定した当期の監査方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の従業員、親会社の監査委員その他の者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が一部の子会社の監査役を兼務（*）するとともに、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務の状況を調査いたしました。

（*）常勤監査役の宮森隆雄は日本ポリケム株式会社、2022年1月1日から三菱ケミカルエンジニアリング株式会社の監査役を兼務。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役連絡会において定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社に対しては、その取締役及び従業員等から必要に応じて内部統制システムの構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 財務諸表は、ＥＹ新日本有限責任監査法人が監査の基準に準拠して監査を行い、すべての重要な点において、会計の基準に準拠して作成されているものと認める旨の監査報告書（*）を発行していますが、その監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(*) 監査報告書は、当社及び株式会社三菱ケミカルホールディングスのみを利用者として想定しており、当社及び株式会社三菱ケミカルホールディングス以外に配布及び利用されるべきものではない旨の記載があります。

③ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

④ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

三菱ケミカル株式会社

常勤監査役　　宮森　隆雄

監査役　　小林　茂

監査報告書

三菱ケミカル株式会社

（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

独立監査人の監査報告書

２０２２年5月１６日

三菱ケミカル株式会社
代表取締役　福田　信夫　殿

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中村和臣

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　植木貫幸

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川端孝祐

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岡部誠

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、三菱ケミカル株式会社の２０２１年4月1日から２０２２年3月３１日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上